

「お客様本位の業務運営に係る方針」中の【 】は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」のどの原則に対応しているかを示したものです。

「顧客本位の業務運営に関する原則」の詳細は、金融庁ホームページをご確認ください。

(<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/kokyakuhoni.html>)

お客様本位の業務運営に係る取り組み結果（2021年）

・当社は、「お客様第一」を企業理念に掲げ、お客様一人ひとりが創る自分らしく充実した人生を願い、お客様のことを親身になって考えられる心を大切にしています。こうした基本的な考え方を踏まえ、当社は「お客様本位の業務運営に係る方針」を定めるとともに、当該方針のもとで業務運営を行っています。

(https://www.sudachi.co.jp/downloads/customer_oriented/management_policies_20211220.pdf)

・今回、当該方針に基づく取り組み内容を振り返ることでお客様本位の業務運営の着実な継続を図るべく、当該方針を踏まえた2021年（1月～12月）の取り組み結果について公表します。

方針1．保険商品・サービスの開発、お客様へのご提案

- ・当社は、時代とともに多様化・パーソナライズ化するお客様ニーズや市場動向の変化に合わせて、アフラック生命保険グループの商品ラインアップを充実させる保険商品や先進的な保険商品・サービスを機動的に開発します。
- ・当社および販売代理店は、お客様の加入目的、収入・資産や家族構成等に照らして最適な保障内容・妥当な保障額の保険商品をご提案します。また、ご契約をいただく際には、お客様にその内容を正しくご理解いただけるよう、ご契約に関する重要な事項を、専門用語の使用を避けた平易な言葉でご説明します。

<主な取り組み結果>

■「SUDACHIのささえる医療保険」の発売

2021年2月より、「SUDACHIのささえる医療保険」を販売しています。本商品は、アフラック生命の「医療保険 EVER Prime」のお引き受けの基準を更に緩和しており、持病がある方でも入りやすい医療保険です。入院や手術に加え、通院や放射線治療、先進医療、三大疾病に備えることのできる保障内容となっています。

【原則2（(注)を含む）、原則6】

■「働くあなたの所得保障保険」の発売

2021年9月より、「働くあなたの所得保障保険」を販売しています。本商品はフリーラン

ス・自営業者の方などの「もしも病気やケガで働けなくなったら」といったご不安に備える就労所得保障保険であり、病気やケガによる就労困難状態に伴う収入減少に備えることのできる保障内容となっています。

【原則2（(注)を含む）、原則6】

■お客様のニーズに応じた保険のご案内

健康状態を理由にアフラック生命の「医療保険 EVER Prime」にご加入いただけなかったお客様に対して、委託先のアフラック生命および再委託先のアフラック生命の募集代理店を通じて「SUDACHIのささえる医療保険」をご案内しています。

また、フリーランス・自営業者の方などへ仕事を仲介するプラットフォーム提供企業などを通じて、病気やケガで働けなくなったときの収入減少の備えとして「働くあなたの所得保障保険」をご案内しています。

【原則2（(注)を含む）、原則5（(注1、3～5)を含む）、原則6（(注1、3～5)を含む）】

■保険契約に関する分かりやすいご案内

ご契約をお申し込みいただくにあたり、保険契約の内容や給付金のお支払いについてなど、重要な事項を記載した書面である「お申し込みいただく前に」について、1ページあたりの文字量を極力少なくするとともに、保険に関する専門用語を掲載したページにはその解説を併記することでお客様にご理解いただけるよう工夫をしています。

【原則5（(注1、3～5)を含む）、原則6（(注1、3～5)を含む）】

方針2. 保険契約ご継続中におけるサポート

- 当社は、お客様に保険金・給付金を確実にお受け取りいただけるよう、お客様から保険料をお預かりする業務やご契約内容の各種変更手続きなどにおいて、正確かつお客様に配慮した対応を行います。また、保険契約に関わるお客様からのお問い合わせやご要望に対して、お客様の理解度を確認しつつ、専門用語の使用を避けた平易な言葉による対応に努めます。
- 当社は、保険金・給付金のご請求時に必要な書類を簡素化することなどにより、お客様にとって利便性の高いお手続きを実現するとともに、保険金・給付金を正確・迅速にお支払いします。

<主な取り組み結果>

■ご契約者様向けマイページを活用したお客様サービスの向上

当社では、ご契約者様ごとに「マイページ」を提供しています。ご契約者様は「マイページ」を通じ、お申し込みいただいたご契約のお引き受けに関するお知らせなど、当社からのWebメッセージによるご案内をご確認いただけるほか、保険料振替口座・クレジットカー

ドの変更、ご契約の解約・更新停止等をペーパーレスでお手続きいただくことができます。また、保険契約の各種お手続きやご質問等について、当社コールセンターへ電話でお問い合わせいただくことも可能です。

【原則2（(注)を含む）】

■給付金請求に必要な手続き書類の簡素化

当社では、給付金請求におけるお手続きのご負担を軽減すべく、所定の条件のもと医療機関発行の診断書に代えて、同機関発行の領収書およびお客様からの申告書での給付金請求手続きを取り扱っています。

【原則2、原則7（いずれも(注)を含む）】

■新型コロナウイルス感染症に関する給付金請求手続き書類の取り扱い拡大

当社では、新型コロナウイルス感染症と診断され、医師等の管理下のもと宿泊施設および自宅等にてご療養された場合においても、所定の条件のもと保健所等の発行による書類での給付金請求手続きを取り扱っています。

【原則2、原則7（いずれも(注)を含む）】

方針3. お客様にお支払いいただく保険料の対価としてのサービス

- 当社は、お客様にお支払いいただく保険料を最適な保険商品の推奨・販売、保険契約のご継続中におけるサポート、保険金・給付金を確実にお支払いするための態勢や安定的なシステム基盤の維持など、お客様が保険金・給付金を必要とするときにお支払いする上で必要となるさまざまな経費に充てています。

<主な取り組み結果>

■お客様に給付金を確実にお支払いするための態勢構築

当社は、給付金をお客様へ正確にお支払いするため、お支払いの前に、複数人による査定・検証を行い、お支払いする金額に誤りがないかなど、支払内容の正確性と妥当性を確認する態勢を構築しています。

【原則7（(注)を含む）】

■お客様への最適なサポートのご提供に向けた代理店手数料のお支払い

当社は販売を委託しているアフラック生命を通じて、保険商品の販売を再委託している代理店募集人に対し、お客様に最適な保険商品の推奨・販売や保険契約のご継続中のお客様へのサポートを行う対価として代理店手数料を支払っています。

【原則7（(注)を含む）】

方針4. 販売代理店の育成、従業員の教育等

- 当社は、お客様に最適な保険商品のご提案やサービスをご提供できるよう販売代理店を育成します。また、販売代理店に対しては、お客様に保険商品の推奨・販売を適切に行う上で必要な態勢整備を求めます。
- 当社は、一人ひとりの従業員がお客様から信頼される存在となるよう、従業員に対する教育を徹底します。

<主な取り組み結果>

■販売代理店の育成や必要な態勢整備の促進

当社は、アフラック生命を通じ、当社の保険商品の知識やコンサルティングスキルの習得を目的とした研修を実施しています。また、アフラック生命における代理店専用のイントラネットにおける動画ニュース・記事配信・eラーニングカリキュラム配信を通じて、がん・医療・公的な保障制度等に関する情報や法令等の遵守（コンプライアンス）に関する情報を販売代理店に発信することで、販売代理店の育成に努めています。

【原則2（(注)を含む）、原則6、原則6（注5）、原則7（(注)を含む）】

■従業員の教育および知識習得や意識醸成

当社は、研修やeラーニングを通じて、アフラックグループの役職員が遵守すべき倫理規範を規定した「行動倫理憲章」や、お客様本位の業務運営の実践、コンプライアンス等について全役職員に教育を行っています。

【原則2（(注)を含む）、原則6、原則6（注5）、原則7（(注)を含む）】

方針5. お客様本位の業務運営を実現するための態勢

- 当社は、お客様の利益を損なうことのないよう、アフラック生命グループの利益相反管理方針に従って、利益相反のおそれがある取引を適切に把握・管理します。
- 当社は、お客様からお寄せいただく「お客様の声」を真摯に受け止め、お客様の視点に立って迅速なお客様対応を行うとともに、業務運営の向上・改善へとつなげていきます。

<主な取り組み結果>

■利益相反取引の把握・管理

当社は、アフラック生命グループの利益相反管理方針に従って、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（利益相反の可能性のある取引）の把握・管理を行っています。なお、商品開発の際には、アフラック生命の利益相反管理を統括する部門と連携のうえ、アフラック生命の保険商品に加入いただいているお客様の利益を損なう保険商品やアフラック生命のその他の保険商品と競合するような商品を開発しないよう確認を行っています。

【原則2、原則3（いずれも(注)を含む）】

■「お客様サービス推進委員会」および「コンプライアンス委員会」の設置

当社は、社内に「お客様サービス推進委員会」および「コンプライアンス委員会」を設置し、経営陣も参画のうえ、お客様の声の分析および左記に基づく業務改善や、コンプライアンス・プログラム（法令等遵守の実効性を確保するための具体的な実践計画）の策定・推進を通じ、お客様サービスや保険募集・個人情報に関するコンプライアンス態勢の向上・強化に向けた取り組みを行っています。

【原則2、原則7（いずれも(注)を含む）】

■「お客様の声」の一元管理およびお客様サービス向上に向けた取り組み

お客様から寄せられる苦情、相談、要望や感謝については、「お客様の声」として漏れなく記録、管理しています。当社では「お客様の声」を貴重な経営資源と位置づけ、業務の改善、商品・サービスの向上等幅広く経営に反映させる取り組みを進めています。2021年の主な取り組みとして、Web上でのみ保険商品の概要をご案内しておりましたが、「Webだけではなく、紙でも保険商品の概要を確認したい」とのお客様のお声を受け、紙面でのパンフレットを新たにご用意しました。

【原則2（(注)を含む）】